

社会福祉法人滑川町社会福祉協議会役員等の報酬 等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人滑川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には報酬を支給しないこととする。ただし、別に定める規程に基づき、会議に出席したときは費用弁償を支給し、公務のために旅行したときは旅費を支給する。

附 則

この規程は、平成30年6月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。